

たまがわ つるみがわ さがみがわ

## 川の市民情報

2021年

3

国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所RCM事務局 URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>  
TEL : 045-503-4015 FAX : 045-503-4092 メール / [ktr-keihia50@mlit.go.jp](mailto:ktr-keihia50@mlit.go.jp)

リバーシビックマネージャー(RCM) : 住民のボランティア活動の一環として、河川管理の支援をしていただくことを目的に創設された制度です

～きれいな河川を目指して～

## ゴミマップ、クリーン作戦について

河川に捨てられたゴミについては、沿川各自治体が主体となったクリーンアップ作戦、市民ボランティアの皆様の清掃活動、河川事務所の維持作業などにより、官民一体となって美化活動に取り組んでいるところです。

令和元年度までは多摩川だけでも毎年8万人以上の方々の御参加によるクリーン作戦が展開され、毎年数万トンのゴミ収集が実施されていたところですが、令和2年度は残念ながらコロナウィルス感染症拡大防止のためほとんどの自治体でクリーン作戦の中止や規模縮小をせざるを得ない状況でした。令和3年度については、3月中旬時点でまだ各自治体の予定が不透明な状況です。

さて、国土交通省では、河川管理の見える化の一環として、全国の109水系の直轄管理区間の不法投棄の状況やゴミの散乱状況をまとめた「ゴミマップ」を作成しています。

これは、多くの皆様に気持ちよく河川を利用して頂くため、ゴミの投棄状況を示したマップを公表することにより、少しでも不法投棄が減ることを期待してのものです。

京浜河川事務所が所管する、「多摩川（浅川を含む）」、「鶴見川」、「相模川」についても、先般令和元年度のゴミマップを作成したところです。

ゴミマップは京浜河川事務所や国土交通省のホームページで確認できます。

ぜひご覧下さい。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00265.html>



→表面より

## 河川に不法投棄されたゴミ



多摩川



多摩川



浅川



多摩川



浅川



鶴見川



相模川

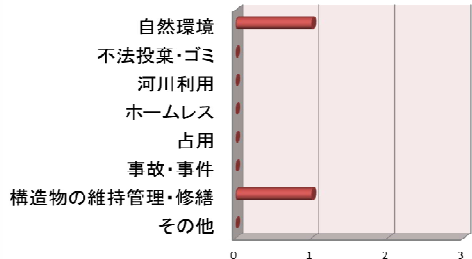


多摩川

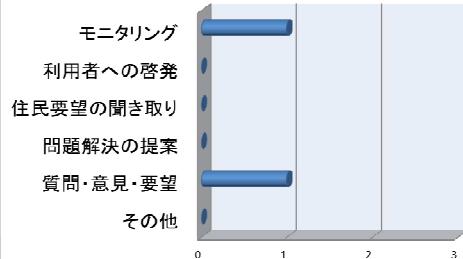
# RCM活動報告 令和3年2月

## 今回は、2件のご報告を頂きました！

### 対象分野



### 連絡内容



| 管轄区間  | 登録人数 | 報告人数 | 報告件数 |
|-------|------|------|------|
| 鶴見川下流 | 3人   | 0人   | 0件   |
| 鶴見川上流 | 5人   | 1人   | 2件   |
| 多摩川下流 | 2人   | 0人   | 0件   |
| 多摩川中流 | 4人   | 0人   | 0件   |
| 多摩川上流 | 1人   | 0人   | 0件   |
| 相模川   | 7人   | 0人   | 0件   |
| 浅川    | 1人   | 0人   | 0件   |
| 合計    | 23人  | 1人   | 2件   |

## 2月の御報告より 一部内容を省略させて頂いています。皆様からの御報告お待ちしております！

### 鶴見川上流分科会 Aさまより

本報は鶴見川 高水敷樹木伐採作業についてです。これまで伐採作業で出た伐採ごみにつき、現地から当然に撤去すべきもので、処分に費用が掛かるため、河川管理者としてペレット化であるとかいろいろトライして苦労されていた印象があります。1月29日に伐採作業を見ていると、伐採した木を破砕機に入れて破砕し、破砕くずを高水敷にまき散らしていました。ゴミを持ち込んだ訳では無く、また現地の高水敷はかなり高さがあるため、よほどの出水でなければ流出の可能性は低く、特段の問題は無いのかも知れませんが、破砕くずは数センチ角でかなり大きく、生木なので分解には数年以上を要する感じでこれを高水敷に敷き詰めて問題無いのでしょうか。【いつも、御報告ありがとうございます。伐採樹木は、チップ化したうえで付近に敷き均しています。当該地は、樹木や雑草で覆われていることから、現地に繁茂している樹木を有効利用し、チップ材として敷設することにより、樹木や雑草の繁茂を抑制する取り組みを試験的に実施しているものです。今後ともよろしくお願いいたします。】



チップ材の敷設作業状況

チップ材の敷設状況

### RCM事務局より

現在、RCM事務局は京浜河川事務所占用調整課内にあります。4月1日からは、この占用調整課が占用調整第一課に名前を変えます。そして新たに占用調整第二課が発足する予定です。占用調整課は河川敷地の管理を行っている部署ですが、今後は第一課が主に多摩川を、第二課が主に鶴見川、相模川を所掌します。RCM事務局は占用調整第一課内に置かれますが、業務内容に変更はありません。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。 RCM事務局 鈴木、関屋